



鳥取県公報

平成 23 年 1 月 21 日 (金)
第 8 2 6 2 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	種畜証明書の交付 (31) (畜産課) 2	2
	土地改良区の定款の変更の認可 (32) (農地・水保全課) 2	2
	土地改良法による換地計画の決定 (33) (〃) 2	2
	土砂災害警戒区域の指定の一部改正 (34) (治山砂防課) 3	3
	土砂災害警戒区域の図面の変更 (35) (〃) 6	6
	土砂災害警戒区域の指定 (36) (〃) 7	7
	土砂災害特別警戒区域の指定 (37) (〃) 7	7
	指定居宅介護支援事業者の指定 (38) (西部総合事務所福祉保健局) 9	9
	障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の事業所の変更の届出 (39) (〃) 9	9
◇ 教委告示	鳥取県指定保護文化財の指定の解除 (2) (文化財課) 9	9
◇ 調達公告	随意契約の相手方の決定 (総務課) 9	9
	制限付一般競争入札の実施 (2件) (警察本部会計課) 10	10

告 示

鳥取県告示第31号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の種畜証明書を次のとおり交付したので、同法第8条第2項の規定により告示する。

平成23年1月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

種畜証明 書番 号	名前	品種	生年月日	産地	血統		等級	飼養者の所在 地及び名称
					父	母		
平22 鳥取県 臨 第1号	トットリ ビー 10222（日 豚B子 008206）	バーク シャー 種	平成22年 4月20日	鳥取県 西伯郡 南部町	254 サクラ キプリン ス トンポー （種13763）	クリーン カ サフナ チク シ20-49（種 102925）	2級	西伯郡南部町 鳥取県農林総 合研究所中小 家畜試験場
平22 鳥取県 臨 第2号	トットリ ビー 10324	〃	平成22年 6月25日	〃	608 サクラ キプリン ビ ートル	クリーン カ サフナ チク シ 20-48（種 102924）	〃	〃
平22 鳥取県 臨 第3号	トットリ ビー 10325	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

鳥取県告示第32号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、江府町土地改良区の定款の変更を平成23年1月14日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成23年1月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第33号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る日置谷地区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成23年1月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成23年1月21日から同年2月10日まで

3 縦覧に供する場所

鳥取市役所

4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第34号

平成20年鳥取県告示第113号（土砂災害警戒区域の指定について）の一部を次のとおり改正し、平成23年1月21日から施行する。

平成23年1月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>2(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 土砂災害警戒区域の名称</p> <p>浜坂地区（I-1）、浜坂A地区（I-2）、浜坂B地区（I-3）、覚寺地区（I-4）、浜坂C地区（I-5）、丸山町地区（I-8）、湯所町A地区（I-9）、湯所町B地区（I-10）、湯所町C地区（I-11）、東町A地区（I-12）、東町B地区（I-13）、東町C地区（I-14）、東町D地区（I-15）、上町地区（I-18）、立川地区（I-20）、立川三丁目地区（I-21）、立川四丁目地区（I-22）、卯垣地区（I-23）、大杵地区（I-26）、雲山地区（I-27）、正蓮寺地区（I-28）、東今在家地区（I-29）、桜谷地区（I-30）、西大路地区（I-31）、中大路地区（I-32）、東大路第2地区（I-33）、東大路地区（I-34）、橋本地区（I-35）、八坂地区（I-36）、下円通寺地区（I-37）、赤子田地区（I-39）、下砂見地区（I-40）、中砂見地区（I-41）、上砂見地区（I-42）、岩坪A地区（I-43）、倭文地区（I-45）、猪子地区（I-46）、山ヶ鼻地区（I-47）、中村地区（I-48）、高路A地区（I-50）、宮谷地区（I-53）、大塚地区（I-54）、細見地区（I-55）、小原地区（I-56）、丹防地区（I-57）、賀露地区（I-58）、湖山南一丁目地区（I-59）、</p>	<p>2(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 土砂災害警戒区域の名称</p> <p>浜坂地区（I-1）、浜坂A地区（I-2）、浜坂B地区（I-3）、覚寺地区（I-4）、浜坂C地区（I-5）、丸山町地区（I-8）、湯所町A地区（I-9）、湯所町B地区（I-10）、湯所町C地区（I-11）、東町A地区（I-12）、東町B地区（I-13）、東町C地区（I-14）、東町D地区（I-15）、上町地区（I-18）、立川地区（I-20）、立川三丁目地区（I-21）、立川四丁目地区（I-22）、卯垣地区（I-23）、大杵地区（I-26）、雲山地区（I-27）、正蓮寺地区（I-28）、東今在家地区（I-29）、桜谷地区（I-30）、西大路地区（I-31）、中大路地区（I-32）、東大路第2地区（I-33）、東大路地区（I-34）、橋本地区（I-35）、八坂地区（I-36）、下円通寺地区（I-37）、赤子田地区（I-39）、下砂見地区（I-40）、中砂見地区（I-41）、上砂見地区（I-42）、岩坪A地区（I-43）、倭文地区（I-45）、猪子地区（I-46）、山ヶ鼻地区（I-47）、中村地区（I-48）、高路A地区（I-50）、宮谷地区（I-53）、大塚地区（I-54）、細見地区（I-55）、小原地区（I-56）、丹防地区（I-57）、賀露地区（I-58）、湖山南一丁目地区（I-59）、</p>

湖山南一丁目第 2 地区 (I-60)、湖山南五丁目地区 (I-61)、湖山南一丁目第 3 地区 (I-62)、東桂見 A 地区 (I-63)、東桂見 B 地区 (I-64)、高住地区 (I-65)、良田地区 (I-66)、三山口 A 地区 (I-67)、三山口 B 地区 (I-68)、三山口 C 地区 (I-69)、六反田地区 (I-71)、吉岡温泉町 B 地区 (I-73)、瀬田蔵地区 (I-74)、洞谷地区 (I-75)、三津地区 (I-76)、伏野地区 (I-77)、小沢見地区 (I-78)、御熊地区 (I-80)、向土居 A 地区 (I-81)、向土居 B 地区 (I-82)、大平子地区 (I-83)、堂勘地区 (I-84)、井上地区 (I-85)、大平地区 (I-86)、西畑地区 (I-87)、土居地区 (I-89)、上土居 A 地区 (I-91)、上土居 B 地区 (I-92)、上下地地区 (I-93)、堂ノ本地区 (I-94)、杉ノ谷地区 (I-95)、前田地区 (I-96)、宮ノ谷地区 (I-97)、大畑地区 (I-98)、西ヶ谷口 A 地区 (I-100)、西ヶ谷口 B 地区 (I-101)、亀山地区 (I-102)、屋敷島地区 (I-103)、船山地区 (I-104)、新井地区 (I-105)、山谷口地区 (I-106)、神垣地区 (I-107)、梶尾地区 (I-108)、北平地区 (I-109)、ムクノキ地区 (I-110)、玉鉾地区 (I-111)、高岡 A 地区 (I-112)、高岡 B 地区 (I-113)、穴清水 A 地区 (I-114)、穴清水 B 地区 (I-115)、法花寺地区 (I-116)、上ミ田 A 地区 (I-117)、中土居地区 (I-119)、町屋地区 (I-121)、宮ノ下 B 地区 (I-123)、奥谷地区 (I-124)、稲葉丘地区 (I-125)、稲葉丘 B 地区 (I-126)、浜坂都築山地区 (I-1052)、立川四丁目 A 地区 (I-1054)、卯垣一丁目地区 (I-1055)、滝山 B 地区 (I-1056)、滝山 C 地区 (I-1057)、滝山 D 地区 (I-1058)、卯垣四丁目地区 (I-1059)、卯垣五丁目地区 (I-1060)、中大路第 2 地区 (I-1061)、下砂見第 2 地区 (I-1062)、上砂見第 2 地区 (I-1063)、中村地区 (I-1064)、湖山町 C 地区 (I-1065)、足山地区 (I-1066)、布勢地区 (I-1067)、高住 A 地区 (I-1068)、高住 B 地区 (I-1069)、良田 A 地区 (I-1070)、吉岡温泉町 A 地区 (I-1071)、吉岡温泉町 C 地区 (I-1072)、長柄 A 地区 (I-1073)、福井 A 地区 (I-1074)、福井 B 地区 (I-1075)、三津地区 (I-1076)、美萩野二丁目地区 (I-1077)、伏野 B 地区 (I-1078)、小沢見第 2 地区 (I-1079)、栃本 B 地区 (I-1081)、福井 C 地区 (I-1193)、松上地区

湖山南一丁目第 2 地区 (I-60)、湖山南五丁目地区 (I-61)、湖山南一丁目第 3 地区 (I-62)、東桂見 A 地区 (I-63)、東桂見 B 地区 (I-64)、高住地区 (I-65)、良田地区 (I-66)、三山口 A 地区 (I-67)、三山口 B 地区 (I-68)、三山口 C 地区 (I-69)、六反田地区 (I-71)、吉岡温泉町 B 地区 (I-73)、瀬田蔵地区 (I-74)、洞谷地区 (I-75)、三津地区 (I-76)、伏野地区 (I-77)、小沢見地区 (I-78)、御熊地区 (I-80)、向土居 A 地区 (I-81)、向土居 B 地区 (I-82)、大平子地区 (I-83)、堂勘地区 (I-84)、井上地区 (I-85)、大平地区 (I-86)、西畑地区 (I-87)、土居地区 (I-89)、上土居 A 地区 (I-91)、上土居 B 地区 (I-92)、上下地地区 (I-93)、堂ノ本地区 (I-94)、杉ノ谷地区 (I-95)、前田地区 (I-96)、宮ノ谷地区 (I-97)、大畑地区 (I-98)、西ヶ谷口 A 地区 (I-100)、西ヶ谷口 B 地区 (I-101)、亀山地区 (I-102)、屋敷島地区 (I-103)、船山地区 (I-104)、新井地区 (I-105)、山谷口地区 (I-106)、神垣地区 (I-107)、梶尾地区 (I-108)、北平地区 (I-109)、ムクノキ地区 (I-110)、玉鉾地区 (I-111)、高岡 A 地区 (I-112)、高岡 B 地区 (I-113)、穴清水 A 地区 (I-114)、穴清水 B 地区 (I-115)、法花寺地区 (I-116)、上ミ田 A 地区 (I-117)、中土居地区 (I-119)、町屋地区 (I-121)、宮ノ下 B 地区 (I-123)、奥谷地区 (I-124)、稲葉丘地区 (I-125)、稲葉丘 B 地区 (I-126)、浜坂都築山地区 (I-1052)、立川四丁目 A 地区 (I-1054)、卯垣一丁目地区 (I-1055)、滝山 B 地区 (I-1056)、滝山 C 地区 (I-1057)、滝山 D 地区 (I-1058)、卯垣四丁目地区 (I-1059)、卯垣五丁目地区 (I-1060)、中大路第 2 地区 (I-1061)、下砂見第 2 地区 (I-1062)、上砂見第 2 地区 (I-1063)、中村地区 (I-1064)、湖山町 C 地区 (I-1065)、足山地区 (I-1066)、布勢地区 (I-1067)、高住 A 地区 (I-1068)、高住 B 地区 (I-1069)、良田 A 地区 (I-1070)、吉岡温泉町 A 地区 (I-1071)、吉岡温泉町 C 地区 (I-1072)、長柄 A 地区 (I-1073)、福井 A 地区 (I-1074)、福井 B 地区 (I-1075)、三津地区 (I-1076)、美萩野二丁目地区 (I-1077)、伏野 B 地区 (I-1078)、小沢見第 2 地区 (I-1079)、栃本 B 地区 (I-1081)、福井 C 地区 (I-1193)、松上地区

(I-1195)、大塚B地区(I-1196)、良田B地区(I-1197)、桂見地区(I-1198)、布勢B地区(I-1199)、大柵地区(I-1200)、岩吉地区(I-1201)、賀露B地区(I-1202)、本高地区(I-1203)、本高B地区(I-1204)、本高C地区(I-1205)、宮谷B地区(I-1206)、有富B地区(I-1207)、松上B地区(I-1208)、横枕地区(I-1209)、赤子田B地区(I-1210)、浜坂東地区(I-1211)、浜坂東B地区(I-1212)、浜坂D地区(I-1213)、覚寺B地区(I-1214)、丸山町B地区(I-1215)、上町B地区(I-1216)、滝山E地区(I-1217)、大杵B地区(I-1218)、杉崎地区(I-1219)、面影地区(I-1220)、海蔵寺地区(I-1221)、越路地区(I-1222)、双六原地区(I-1223)、布勢C地区(I-1224)、稲葉丘C地区(I-1225)、谷地区(I-1226)、山根地区(I-1227)、中河原地区(I-1228)、山崎地区(I-1229)、荒舟地区(I-1230)、伏野地区(I-人工1)、美萩野地区(I-人工2)、滝山A地区(I-人工45)、白兔地区(II-2001)、白兔B地区(II-2002)、白兔C地区(II-2003)、御熊B地区(II-2004)、御熊C地区(II-2005)、三津B地区(II-2006)、福井D地区(II-2007)、金沢B地区(II-2008)、金沢C地区(II-2009)、金沢D地区(II-2010)、福井E地区(II-2011)、松原B地区(II-2012)、六反田B地区(II-2013)、大畑地区(II-2014)、長柄B地区(II-2015)、大畑B地区(II-2016)、妙徳寺地区(II-2017)、洞谷B地区(II-2018)、洞谷C地区(II-2019)、双六原B地区(II-2020)、良田C地区(II-2021)、良田D地区(II-2022)、高住C地区(II-2023)、高住D地区(II-2024)、桂見B地区(II-2025)、里仁地区(II-2026)、足山B地区(II-2027)、足山C地区(II-2028)、上原地区(II-2029)、上原B地区(II-2030)、徳尾地区(II-2031)、徳尾B地区(II-2032)、古海地区(II-2033)、北村地区(II-2034)、中村C地区(II-2035)、猪子B地区(II-2036)、倭文B地区(II-2037)、長谷地区(II-2038)、橋本B地区(II-2039)、越路B地区(II-2040)、紙子谷地区(II-2041)、紙子谷B地区(II-2042)、浜坂E地区(II-2043)、覚寺C地区(II-2044)、覚寺D地区(II-2045)、北園地区(II-2046)、円護寺第4地区(II-2047)、丸山町C地区(II-2049)、湯所町E地区(II-2051)、馬場町地区(II-2052)、滝山F地

(I-1195)、大塚B地区(I-1196)、良田B地区(I-1197)、桂見地区(I-1198)、布勢B地区(I-1199)、大柵地区(I-1200)、岩吉地区(I-1201)、賀露B地区(I-1202)、本高地区(I-1203)、本高B地区(I-1204)、本高C地区(I-1205)、宮谷B地区(I-1206)、有富B地区(I-1207)、松上B地区(I-1208)、横枕地区(I-1209)、赤子田B地区(I-1210)、浜坂東地区(I-1211)、浜坂東B地区(I-1212)、浜坂D地区(I-1213)、覚寺B地区(I-1214)、丸山町B地区(I-1215)、上町B地区(I-1216)、滝山E地区(I-1217)、大杵B地区(I-1218)、杉崎地区(I-1219)、面影地区(I-1220)、海蔵寺地区(I-1221)、越路地区(I-1222)、双六原地区(I-1223)、布勢C地区(I-1224)、稲葉丘C地区(I-1225)、谷地区(I-1226)、山根地区(I-1227)、中河原地区(I-1228)、山崎地区(I-1229)、荒舟地区(I-1230)、伏野地区(I-人工1)、美萩野地区(I-人工2)、滝山A地区(I-人工45)、白兔地区(II-2001)、白兔B地区(II-2002)、白兔C地区(II-2003)、御熊B地区(II-2004)、御熊C地区(II-2005)、三津B地区(II-2006)、福井D地区(II-2007)、金沢B地区(II-2008)、金沢C地区(II-2009)、金沢D地区(II-2010)、福井E地区(II-2011)、松原B地区(II-2012)、六反田B地区(II-2013)、大畑地区(II-2014)、長柄B地区(II-2015)、大畑B地区(II-2016)、妙徳寺地区(II-2017)、洞谷B地区(II-2018)、洞谷C地区(II-2019)、双六原B地区(II-2020)、良田C地区(II-2021)、良田D地区(II-2022)、高住C地区(II-2023)、高住D地区(II-2024)、桂見B地区(II-2025)、里仁地区(II-2026)、足山B地区(II-2027)、足山C地区(II-2028)、上原地区(II-2029)、上原B地区(II-2030)、徳尾地区(II-2031)、徳尾B地区(II-2032)、古海地区(II-2033)、北村地区(II-2034)、中村C地区(II-2035)、猪子B地区(II-2036)、倭文B地区(II-2037)、長谷地区(II-2038)、橋本B地区(II-2039)、越路B地区(II-2040)、紙子谷地区(II-2041)、紙子谷B地区(II-2042)、浜坂E地区(II-2043)、覚寺C地区(II-2044)、覚寺D地区(II-2045)、北園地区(II-2046)、円護寺第4地区(II-2047)、丸山町C地区(II-2049)、湯所町E地区(II-2051)、馬場町地区(II-2052)、滝山F地

区(Ⅱ-2053)、滝山G地区(Ⅱ-2054)、滝山H地区(Ⅱ-2055)、滝山I地区(Ⅱ-2056)、岩倉地区(Ⅱ-2058)、滝山K地区(Ⅱ-2059)、滝山L地区(Ⅱ-2060)、覚寺E地区(Ⅱ-2061)、覚寺F地区(Ⅱ-2062)、覚寺G地区(Ⅱ-2063)、奥谷B地区(Ⅱ-2067)、宮ノ下C地区(Ⅱ-2068)、美歎地区(Ⅱ-2069)、美歎B地区(Ⅱ-2070)、美歎C地区(Ⅱ-2071)、美歎D地区(Ⅱ-2072)、美歎E地区(Ⅱ-2073)、美歎F地区(Ⅱ-2074)、美歎G地区(Ⅱ-2075)、美歎H地区(Ⅱ-2076)、法花寺B地区(Ⅱ-2077)、広西地区(Ⅱ-2078)、南広西地区(Ⅱ-2079)、岡益地区(Ⅱ-2080)、玉鉾B地区(Ⅱ-2081)、高岡C地区(Ⅱ-2082)、高岡D地区(Ⅱ-2083)、高岡E地区(Ⅱ-2084)、糸谷地区(Ⅱ-2085)、梶原地区(Ⅱ-2086)、神垣B地区(Ⅱ-2087)、神垣C地区(Ⅱ-2088)、神垣D地区(Ⅱ-2089)、新井B地区(Ⅱ-2090)、松尾地区(Ⅱ-2091)、荒舟B地区(Ⅱ-2092)、荒舟C地区(Ⅱ-2093)、上荒舟地区(Ⅱ-2094)、上荒舟B地区(Ⅱ-2095)、上荒舟C地区(Ⅱ-2096)、菅野地区(Ⅱ-2097)、石井谷地区(Ⅱ-2098)、木原地区(Ⅱ-2099)、木原B地区(Ⅱ-2100)、木原C地区(Ⅱ-2101)、雨滝地区(Ⅱ-2102)、宝殿地区(Ⅱ-2103)

(4) 略

区(Ⅱ-2053)、滝山G地区(Ⅱ-2054)、滝山H地区(Ⅱ-2055)、滝山I地区(Ⅱ-2056)、岩倉地区(Ⅱ-2058)、滝山K地区(Ⅱ-2059)、滝山L地区(Ⅱ-2060)、覚寺E地区(Ⅱ-2061)、覚寺F地区(Ⅱ-2062)、覚寺G地区(Ⅱ-2063)、奥谷B地区(Ⅱ-2067)、宮ノ下C地区(Ⅱ-2068)、美歎地区(Ⅱ-2069)、美歎B地区(Ⅱ-2070)、美歎C地区(Ⅱ-2071)、美歎D地区(Ⅱ-2072)、美歎E地区(Ⅱ-2073)、美歎F地区(Ⅱ-2074)、美歎G地区(Ⅱ-2075)、美歎H地区(Ⅱ-2076)、法花寺B地区(Ⅱ-2077)、広西地区(Ⅱ-2078)、南広西地区(Ⅱ-2079)、岡益地区(Ⅱ-2080)、玉鉾B地区(Ⅱ-2081)、高岡C地区(Ⅱ-2082)、高岡D地区(Ⅱ-2083)、高岡E地区(Ⅱ-2084)、糸谷地区(Ⅱ-2085)、原地区(Ⅱ-2086)、神垣B地区(Ⅱ-2087)、神垣C地区(Ⅱ-2088)、神垣D地区(Ⅱ-2089)、新井B地区(Ⅱ-2090)、松尾地区(Ⅱ-2091)、荒舟B地区(Ⅱ-2092)、荒舟C地区(Ⅱ-2093)、上荒舟地区(Ⅱ-2094)、上荒舟B地区(Ⅱ-2095)、上荒舟C地区(Ⅱ-2096)、菅野地区(Ⅱ-2097)、石井谷地区(Ⅱ-2098)、木原地区(Ⅱ-2099)、木原B地区(Ⅱ-2100)、木原C地区(Ⅱ-2101)、雨滝地区(Ⅱ-2102)、宝殿地区(Ⅱ-2103)

(4) 略

鳥取県告示第35号

平成20年鳥取県告示第113号(土砂災害警戒区域の指定について)で指定した土砂災害警戒区域に係る図面を変更したので、告示する。

なお、変更後の図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び東部総合事務所県土整備局並びに鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成23年1月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 図面を変更した土砂災害警戒区域

上荒舟川(Ⅰ-1-1-2-18)、荒舟川(Ⅰ-1-1-2-19)、谷東谷川(Ⅱ-1-1-2-2)、井上地区(Ⅰ-85)、堂ノ本地区(Ⅰ-94)、杉ノ谷地区(Ⅰ-95)、宮ノ谷地区(Ⅰ-97)、荒舟地区(Ⅰ-1230)、梶原地区(Ⅱ-2086)、荒舟B地区(Ⅱ-2092)、荒舟C地区(Ⅱ-2093)、上荒舟地区(Ⅱ-2094)、上荒舟B地区(Ⅱ-2095)、上荒舟C地区(Ⅱ-2096)

2 変更した年月日 平成23年1月21日

鳥取県告示第36号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成23年1月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1(1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

鳥取市

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(3) 土砂災害警戒区域の名称

奥谷川（Ⅱ-1-1-2-34）、ヒバ谷川（Ⅲ-1-1-2-①）

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

2(1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

鳥取市

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(3) 土砂災害警戒区域の名称

宮ノ下地区（Ⅰ-122）、町屋D地区（Ⅲ-4106）、町屋E地区（Ⅲ-4107）、美歎Ⅰ地区（Ⅲ-4109）、美歎Ⅱ地区（Ⅲ-4110）、美歎Ⅲ地区（Ⅲ-4111）、法花寺C地区（Ⅲ-4112）

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

（「次の図」は省略し、その図面を鳥取県土整備部治山砂防課及び東部総合事務所県土整備局並びに鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第37号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成23年1月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1(1) 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称

鳥取市

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(3) 土砂災害特別警戒区域の名称

ヒバ谷川（Ⅰ-1-1-2-1）、笹谷川（Ⅰ-1-1-2-4）、上荒舟川（Ⅰ-1-1-2-18）、荒舟川（Ⅰ-1-1-2-19）、石井谷川（Ⅰ-1-1-2-27）、大石川（Ⅰ-1-1-2-28）、大石南谷川（Ⅰ-1-1-2-29）、池谷川（Ⅰ-1-1-2-30）、上地谷川（Ⅰ-1-1-2-31）、中ヲツ谷川（Ⅰ-1-1-2-34）、北平川（Ⅰ-1-1-2-36）、吹屋ノ谷川（Ⅰ-1-1-2-41）、吹山ノ谷川（Ⅰ-1-1-2-43）、鎌ヶ谷川（Ⅰ-1-1-2-45）、ヤナガ谷川（Ⅰ-1-1-2-46）、

池谷川（Ⅰ-1-1-2-49）、稲荷谷川（Ⅰ-1-1-2-50）、清水西右谷川（Ⅱ-1-1-2-7）、小杉谷川（Ⅱ-1-1-2-9）、一野谷川（Ⅱ-1-1-2-10）、上ノ山谷川（Ⅱ-1-1-2-11）、惣ヶ谷川（Ⅱ-1-1-2-14）、池谷川（Ⅱ-1-1-2-15）、糸谷川（Ⅱ-1-1-2-17）、神垣谷川（Ⅱ-1-1-2-19）、宮ノ谷川（Ⅱ-1-1-2-23）、神護川（Ⅱ-1-1-2-24）、坊ノ奥川（Ⅱ-1-1-2-26）、小杉谷川（Ⅱ-1-1-2-27）、小谷川（Ⅱ-1-1-2-28）、奥神子谷川（Ⅱ-1-1-2-30）

(4) 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

(5) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「政令」という。）第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおりとする。

2(1) 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称

鳥取市

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(3) 土砂災害特別警戒区域の名称

向土居A地区（Ⅰ-81）、向土居B地区（Ⅰ-82）、大平子地区（Ⅰ-83）、堂勘地区（Ⅰ-84）、井上地区（Ⅰ-85）、大平地区（Ⅰ-86）、西畑地区（Ⅰ-87）、土居地区（Ⅰ-89）、上土居A地区（Ⅰ-91）、上土居B地区（Ⅰ-92）、下上地地区（Ⅰ-93）、堂ノ本地区（Ⅰ-94）、杉ノ谷地区（Ⅰ-95）、前田地区（Ⅰ-96）、宮ノ谷地区（Ⅰ-97）、大畑地区（Ⅰ-98）、亀山地区（Ⅰ-102）、屋敷島地区（Ⅰ-103）、新井地区（Ⅰ-105）、山谷口地区（Ⅰ-106）、神垣地区（Ⅰ-107）、梶尾地区（Ⅰ-108）、北平地区（Ⅰ-109）、ムクノキ地区（Ⅰ-110）、玉鉾地区（Ⅰ-111）、高岡A地区（Ⅰ-112）、高岡B地区（Ⅰ-113）、穴清水A地区（Ⅰ-114）、穴清水B地区（Ⅰ-115）、法花寺地区（Ⅰ-116）、上ミ田A地区（Ⅰ-117）、中土居地区（Ⅰ-119）、町屋地区（Ⅰ-121）、宮ノ下地区（Ⅰ-122）、宮ノ下B地区（Ⅰ-123）、奥谷地区（Ⅰ-124）、稲葉丘地区（Ⅰ-125）、稲葉丘B地区（Ⅰ-126）、栃本B地区（Ⅰ-1081）、稲葉丘C地区（Ⅰ-1225）、谷地区（Ⅰ-1226）、山根地区（Ⅰ-1227）、中河原地区（Ⅰ-1228）、山崎地区（Ⅰ-1229）、荒舟地区（Ⅰ-1230）、奥谷B地区（Ⅱ-2067）、宮ノ下C地区（Ⅱ-2068）、美歎地区（Ⅱ-2069）、美歎B地区（Ⅱ-2070）、美歎C地区（Ⅱ-2071）、美歎D地区（Ⅱ-2072）、美歎E地区（Ⅱ-2073）、美歎F地区（Ⅱ-2074）、美歎G地区（Ⅱ-2075）、美歎H地区（Ⅱ-2076）、法花寺B地区（Ⅱ-2077）、広西地区（Ⅱ-2078）、岡益地区（Ⅱ-2080）、玉鉾B地区（Ⅱ-2081）、高岡C地区（Ⅱ-2082）、高岡D地区（Ⅱ-2083）、高岡E地区（Ⅱ-2084）、糸谷地区（Ⅱ-2085）、梶原地区（Ⅱ-2086）、神垣B地区（Ⅱ-2087）、神垣C地区（Ⅱ-2088）、神垣D地区（Ⅱ-2089）、新井B地区（Ⅱ-2090）、松尾地区（Ⅱ-2091）、荒舟B地区（Ⅱ-2092）、荒舟C地区（Ⅱ-2093）、上荒舟地区（Ⅱ-2094）、上荒舟B地区（Ⅱ-2095）、上荒舟C地区（Ⅱ-2096）、菅野地区（Ⅱ-2097）、石井谷地区（Ⅱ-2098）、木原地区（Ⅱ-2099）、木原B地区（Ⅱ-2100）、木原C地区（Ⅱ-2101）、雨滝地区（Ⅱ-2102）、宝殿地区（Ⅱ-2103）、町屋D地区（Ⅲ-4106）、町屋E地区（Ⅲ-4107）、美歎I地区（Ⅲ-4109）、美歎J地区（Ⅲ-4110）、美歎K地区（Ⅲ-4111）、法花寺C地区（Ⅲ-4112）

(4) 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

(5) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおりとする。

（「次の図」は省略し、その図面を鳥取県土整備部治山砂防課及び東部総合事務所県土整備局並びに鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第38号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成23年1月21日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日
株式会社エルフィス	エルルのケアプラン	米子市両三柳193-3	平成23年1月16日

鳥取県告示第39号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成23年1月21日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	変更年月日
ティーアンドディー有限公司	米子市祇園町二丁目242-82	ホームヘルパー孫の手	米子市両三柳825	居宅介護、重度訪問介護	平成23年1月4日

教育委員会告示**鳥取県教育委員会告示第2号**

鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第5条第3項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定保護文化財の指定が解除されたので、同条第4項の規定により告示する。

平成23年1月21日

鳥取県教育委員会委員長 笠 見 幸 子

名称	員数	所在の場所	解除年月日
河本家住宅 主屋	1棟	東伯郡琴浦町大字籠津393	平成22年12月24日

調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年1月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|--------------------|--|
| 1 調達件名及び数量 | ポリ塩化ビフェニル廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理委託 一式 |
| 2 契約方式 | 随意契約 |
| 3 契約日 | 平成22年12月1日 |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地 | 日本環境安全事業株式会社
東京都港区芝一丁目7-17 |
| 5 契約金額 | 33,721,800円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 随意契約による理由 | 特定役務の調達をする場合において、当該調達の相手方が特定されているため。
（政令第10条第1項第1号） |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県統轄監総務課
鳥取市東町一丁目220 |

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年1月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称

運転免許証更新時講習業務委託

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成23年4月1日から平成25年3月31日まで

(4) 履行場所

鳥取市千代水二丁目8	東部地区運転免許センター
東伯郡湯梨浜町大字上浅津216	中部地区運転免許センター
米子市上福原1272-2	西部地区運転免許センター

(5) 入札書の記載方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成21年鳥取県告示第717号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の

資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有するとともに、その資格区分がその他の委託等の研修業務に登録されている者であること。

なお、この入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成23年2月15日(火)午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

(3) 平成23年1月21日(金)から同年3月3日(木)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) この公告に示した業務(以下「委託業務」という。)を確実に履行できる者であること。

(5) 道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第108条の2第3項及び道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第38条の3の規定により、次のいずれにも該当するものであると公安委員会が認めた者であること。

ア 次のいずれかに該当する者を役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人その他の者で講習を行うのに必要な組織に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。)とするものでないこと。

(ア) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

(イ) 禁錮以上の刑に処せられ、又は法第119条の2第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

(ウ) 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

(エ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの

(オ) アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

イ 道路における交通の安全に寄与することを目的とするものであること。

ウ 委託業務を行う事務所を県内に有していること。

エ 委託業務に従事する職員が直接的な雇用関係にあること。

オ 講習の委託業務を行う事業所において、委託業務に従事する職員を配置すること。

カ 委託業務を行うのに必要な能力を有する次に掲げる者が置かれていること。

(ア) 講習の科目及び内容に応じて必要な知識及び経験を有する講師

(イ) 委託業務に関し問題が生じた場合において即時対応が可能である責任者

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続等

(1) 入札に関する書類の提出先及び問合せ先

ア 2の(1)から(4)までに掲げるものに係るもの

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課予算係

電話 0857-23-0110(代)

イ 2の(5)に掲げるものに係るもの

〒680-0911 鳥取市千代水二丁目8

鳥取県警察本部交通部運転免許課庶務係

電話 0857-23-0110(代)

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書の交付方法

(1)のAの場所で平成23年1月21日(金)から同年2月8日(火)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する者は、交付期間中に(1)のAの担当部局へ電話により請求すること。

(4) 入札説明会の日時及び場所

平成23年2月9日(水)午後1時30分

鳥取市千代水二丁目8

鳥取県警察本部交通部運転免許課会議室(鳥取県交通総合センター1階)

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)のAの場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

平成23年3月3日(木)午後1時30分(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月2日(水)午後5時までとする。)

鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部入札室(鳥取県警察本部庁舎2階)

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)のAの場所に平成23年2月25日(金)午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、2の(5)の資格については、入札説明書に定める書類を4の(1)のイの場所に同月15日(火)午後5時までに提出し、入札参加資格確認結果通知の交付を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、会計規則第123条第2項の規定により入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

この公告に示した委託業務を確実に履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年1月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

停止処分者講習及び違反者講習業務 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成23年4月1日から平成25年3月31日まで

(4) 履行場所

東伯郡湯梨浜町大字上浅津216 鳥取県自動車運転免許試験場

(5) 入札書の記載方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成21年鳥取県告示第717号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分がその他の委託等の研修業務に登録されている者であること。

なお、この入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成23年2月15日（火）午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

- (3) 平成23年1月21日(金)から同年3月3日(木)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) この公告に示した業務(以下「委託業務」という。)を確実に履行できる者であること。
- (5) 道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第108条の2第3項及び道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第38条の3の規定により、次のいずれにも該当するものであると公安委員会が認めた者であること。
- ア 次のいずれかに該当する者を役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人及びその他の者で講習を行うのに必要な組織に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。)とするものでないこと。
- (ア) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- (イ) 禁錮以上の刑に処せられ、又は法第119条の2第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- (ウ) 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行うおそれがあると認めらるに足りる相当な理由がある者
- (エ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
- (オ) アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- イ 道路における交通の安全に寄与することを目的とするものであること。
- ウ 委託業務を行う事務所を県内に有していること。
- エ 委託業務に従事する職員が直接的な雇用関係にあること。
- オ 講習における指導に必要な能力を有する者(以下「講習指導員」という。)が委託業務を行うために必要な数以上置かれていること。
- (6) 講習指導員の資格要件
- ア 25歳以上の者であること。
- イ 講習における指導に用いる自動車等を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)を現に受けている者であること。
- ウ 次のいずれにも該当しない者であること。
- (ア) 運転適性指導(法第108条の4第1項第1号に規定する運転適性指導をいう。以下同じ。)について不正な行為をしたため運転適性指導員(法第108条の4第1項第1号に規定する運転適性指導員をいう。以下同じ。)、停止処分者講習指導員(法第108条の2第1項第3号に規定する講習の講習指導員をいう。以下同じ。)、高齢者講習指導員(法第108条の2第1項第12号に規定する講習の講習指導員をいう。以下同じ。)又は違反者講習指導員(法第108条の2第1項第13号に規定する講習の講習指導員をいう。以下同じ。)のいずれかの職を解任された日から起算して2年を経過していない者
- (イ) 法第117条の4第4号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者
- (ウ) 自動車等の運転に関し、刑法(明治40年法律第45号)第208条の2若しくは第211条第2項の罪又は法に規定する罪(イ)に掲げる罪を除く。)を犯し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者
- エ 次のいずれにも該当する者であること。
- (ア) 運転適性に関する業務に関し、次のいずれかに該当する者であること。
- a 運転適性検査指導者資格者証(鳥取県警察本部長が定める運転適性検査・指導者養成要領1に規定する運転適性検査・指導者証をいう。)の交付を受け、運転適性に関する業務に従事した経験の期間

がおおむね1年以上ある者

b 運転適性に関する業務に関し a に掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有するものとして別表第1に掲げる者のいずれかに該当する者であること。

(イ) 自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、次のいずれかに該当する者であること。

a 普通自動車に係る教習指導員資格者証（法第99条の3第4項の規定により交付される教習指導員資格者証をいう。以下同じ。）及び大型自動二輪車又は普通自動二輪車に係る教習指導員資格者証の交付を受け、自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね1年以上ある者

b 普通自動車に係る届出教習所指導員課程（自動車安全運転センター法（昭和50年法律第57号）第2章の規定により設立された自動車安全運転センター（以下「センター」という。）が実施する届出教習所指導員課程をいう。以下同じ。）及び大型自動二輪車又は普通自動二輪車に係る届出教習所指導員課程を修了し、自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね1年以上ある者

c 公安委員会が自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、a又はbに掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有する者と認めるものとして別表第2に掲げる者のいずれかに該当する者であること。

オ 次のいずれかに該当する者であること。

(ア) 公安委員会が行う講習における指導に必要な技能及び知識に関する審査に合格した者

(イ) 講習における指導に必要な技能及び知識に関する国家公安委員会が指定する講習（センターが実施する新任運転適性指導員研修、運転適性講習指導員研修又は違反者・停止処分者講習指導員研修）を修了した者

カ 違反者講習指導員にあつては、アからオまでに掲げるもののほか、警察署で交通警察業務又は地域警察業務に従事し、交通関係機関・団体に対する交通安全講習会等の経験が相当期間ある者で公安委員会がふさわしいと認めたもの

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続等

(1) 入札に関する書類の提出先及び問合せ先

ア 2の(1)から(4)までに掲げるものに係るもの

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課予算係

電話 0857-23-0110 (代)

イ 2の(5)及び(6)に掲げるものに係るもの

〒680-0911 鳥取市千代水二丁目8

鳥取県警察本部交通部運転免許課庶務係

電話 0857-23-0110 (代)

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書の交付方法

(1)のアの場所で平成23年1月21日(金)から同年2月8日(火)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する者は、交付期間中に(1)のアの担当部局へ電話により請求すること。

(4) 入札説明会の日時及び場所

平成23年2月9日（水）午後2時

鳥取市千代水二丁目8

鳥取県警察本部交通部運転免許課会議室（鳥取県交通総合センター1階）

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、(1)のアの場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

平成23年3月3日（木）午後2時（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月2日（水）午後5時までとする。）

鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部入札室（鳥取県警察本部庁舎2階）

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)のアの場所に平成23年2月25日（金）午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、2の(5)及び(6)の資格については、入札説明書に定める書類を4の(1)のイの場所に同月15日（火）午後5時までに提出し、入札参加資格確認結果通知の交付を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、会計規則第123条第2項の規定により入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

この公告に示した委託業務を確実に履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づ

いて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は入札説明書による。

別表第 1

- 1 取消処分者講習指導員専科（警察大学校において警察職員を対象に実施される取消処分者講習指導員専科をいう。）を修了し、取消処分者講習（法第108条の2第1項第2号に掲げる講習をいう。以下同じ。）の講習指導員としての経験がある者
- 2 新任運転適性検査指導者専科（警察大学校において警察職員を対象に実施される新任運転適性検査指導者専科をいう。）を修了し、運転適性に関する業務に従事した経験のある者
- 3 センターが実施する取消処分者講習指導員研修、運転適性講習指導員研修、違反者・停止処分者講習指導員研修又は高齢者講習指導員研修における研修指導員としての経験のある者
- 4 運転適性検査指導者資格者証の交付を受けているが、運転適性に関する業務に従事した経験の期間がおおむね1年に満たない者で、警察が行う所要の講習を受けたもの

別表第 2

- 1 普通自動車に係る教習指導員資格者証を有し、センターが実施する大型自動二輪車又は普通自動二輪車に係る届出教習所指導員課程を修了し、自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね1年以上ある者
- 2 大型自動二輪車又は普通自動二輪車に係る教習指導員資格者証を有し、センターが実施する普通自動車に係る届出教習所指導員課程を修了し、自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね1年以上ある者
- 3 白バイ、交通用パトカー又は警ら用無線自動車の乗務員としての経験が相当期間ある者で適任なもの
- 4 運転免許試験場における技能試験官としての経験が相当期間ある者
- 5 取消処分者講習指導員専科を修了し、取消処分者講習の講習指導員としての経験のある者
- 6 センターが実施する取消処分者講習指導員研修、運転適性講習指導員研修、違反者・停止処分者講習指導員研修又は高齢者講習指導員研修における研修指導員としての経験のある者